

平成20年7月臨時会 自民 代表質問

(債権管理への取り組み)

府税収入、使用料、手数料、貸付金等で未納になっているものが、平成18年度末で、約492億円もある。また、不納欠損分(債権のうち、結果的に回収できなかったもの)が、平成14年度から18年度の5年間で、計342億円にもなっている。

大阪府は、これまでに「債権管理推進連絡会議」の設置や「債権管理適正化指針」を策定するなど、全庁的観点から債権管理の適正化を進めてきているが、少しでも多くの歳入の確保を図るため、さらなる債権回収の強化に取り組む必要があると思うが、知事のご所見をお伺いします。

- 債権管理について、未収額の多くを占める府税や府営住宅の使用料、中小企業への貸付金等については、強制徴収や明渡訴訟等の法的措置を講じたり、債権回収会社へ回収業務を委託するなど、回収の強化に取り組んでいるところ。
- ご指摘の未納額については、平成14年度から5カ年で約124億円余り減少し、府税の徴収率も1.5%向上するなどの効果も出てきている。
- しかしながら、平成18年度末の未納額が492億円もあること、小口の債権の管理については、回収や訴訟のノウハウが十分蓄積されていないといった課題もあり、なお一層、適正化の取り組みが必要。
- 一円でも多くの歳入を確保するため、昨年策定した「大阪府債権管理適正化指針」に基づき、債務者や保証人に粘り強く交渉することや、また、誠実に納めている多くの府民との公平性を確保するため、払えるのに払わない人に対しては、法的措置も辞さないなど、厳格な対応で臨みたい。